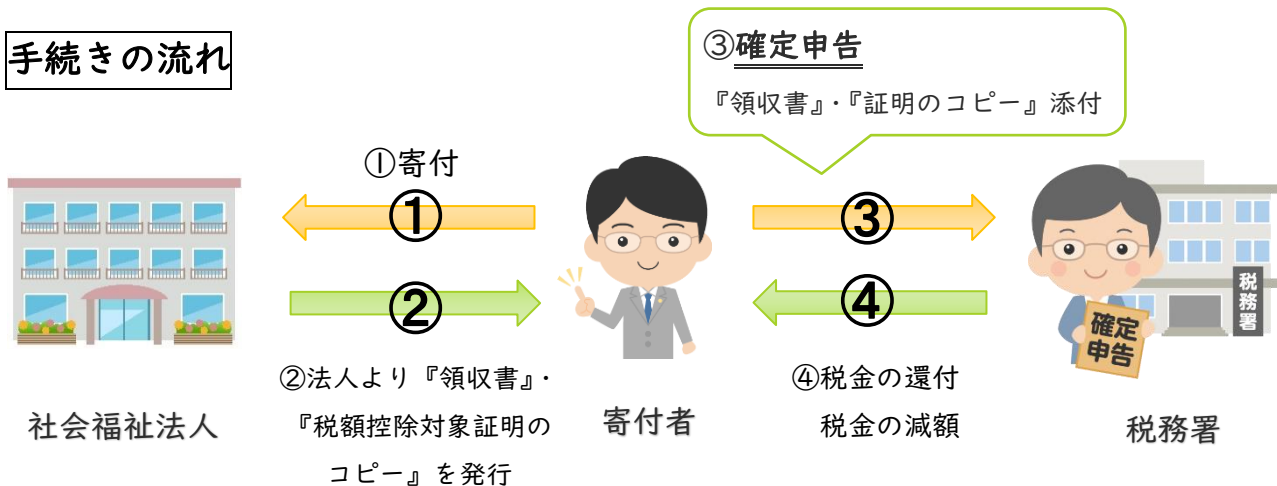


寄付金控除・税制優遇措置のご案内

～日頃より当法人の活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。～

社会福祉法人 聖霊病院は、租税特別措置法等に定められた要件を満たすとして、金沢市より証明をいただき、**税額控除対象法人**となりました。**当法人（聖霊愛児園・聖霊乳児院・聖霊こども園・金沢聖霊総合病院）へのご寄付は、税制上優遇され、確定申告を行うことで税金が還付**されます。なお、年末調整では申告できませんのでご注意ください。

手続きの流れ



個人によるご寄付

個人の方は、年間合計寄付金額が**2,000円**を超える場合に、**所得税**の還付が受けられます。当法人へのご寄付は、確定申告の際に**税額控除**の選択ができるようになりました。

～ **所得税控除** ～ 所得控除・税額控除のいずれか有利な方を選択いただけます。

○所得控除の場合

$$\begin{aligned} \text{年間寄付金合計額}_{※1} - 2,000 \text{円} &= \text{寄付金控除額} \\ (\text{総所得額} - \text{寄付金控除額}) \times \text{所得税率} &= \text{納めるべき所得税額} \\ \text{納めた所得税額} - \text{納めるべき所得税額} &= \text{還付金額} \end{aligned}$$

所得控除を行った後に税率をかけるので、所得税率の高い高所得者の方が減税効果が大きくなります。

○税額控除の場合

$$\begin{aligned} (\text{年間寄付金合計額}_{※1} - 2,000 \text{円}) \times 40\% &= \text{寄付金控除額}_{※2} \\ \text{納めた所得税額} - \text{寄付金控除額} &= \text{修正後の所得税額} \\ \text{寄付金控除額} &= \text{還付金額となります。} \end{aligned}$$

寄付金額をもとに算出した控除額を、所得税率に関係なく、税額から**直接控除**するため、小口の寄付にも減税効果が大きくなります。



石川県にお住まいの方は、住民税も寄付金控除の対象となります。
詳しくは、お住まいの市町村の税務担当課にお問い合わせください。

～ 住民税控除 ～

○個人住民税の控除について

$$(\text{年間寄付金合計額}_{※3} - 2,000 \text{円}) \times 10\% = \text{寄付金控除額}$$

(10%の内訳；都道府県民税：4%、市区町村民税：6%)

※1 所得税控除計算上における税額控除対象法人への寄付金額は総所得金額の **40%**が限度となります。

その数字を超える場合には **40%**に相当する額が税額控除対象寄付金となります。

※2 税額控除額は、その年の所得税額の **25%**が限度となります。

※3 住民税控除計算上における税額控除対象法人への寄付金額は総所得金額の **30%**が限度となります。

その数字を超える場合には **30%**に相当する額が税額控除対象寄付金となります。

☑法人によるご寄付

当法人のような社会福祉法人に対するご寄付は、法人税法上の「特定公益増進法人等に対する寄付金」に該当し、次の①・②のいずれか少ない方の金額を、損金の額に算入することができます。

① 当法人に対する寄付金額の合計

② 特別損金算入限度額

$$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数}/12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

○2012年4月施行の税制改正により、損金算入限度額が拡大しました。詳しくは国税庁ホームページ「寄付金を支払ったとき」をご覧ください。最寄りの税務署へお尋ねください。

☑控除を受けるための手続き

控除を受けるためには、所轄税務署にて**確定申告**を行って下さい。

年末調整で申告することはできません。

領収書に記載の寄付金受領日を含む事業年度の確定申告の際に、

申告書にその金額を記載し、当法人が発行した『領収書』・『税額控除対象法人証明のコピー』を添付し、申告してください。

詳しい手続きの方法については、最寄りの税務署へお尋ねください。

